

報告第15号

事故繰越しの繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、避けがたい事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

市川市長 村越 祐民

令和元年度市川市一般会計

会計名	款	項	事業名	支出負担額 行為	左の内訳		支出負担 行為予定額
					支出済額	支出未済額	
一般会計	民生費	児童福祉費	感染症対策事業 (子育て支援施設)	28,545	28,545	0	7,896,455
			感染症対策事業 (私立保育園)	0	0	0	67,820,000
			感染症対策事業 (公立保育園)	0	0	0	12,395,000
	教育費	社会教育費	感染症対策事業 (放課後保育クラブ)	19,791,915	19,791,915	0	44,708,085

事故繰越し繰越計算書

翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	
7,896,455	0	7,896,455	0	0	0	新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の消耗品購入を予定していたが、マスク・消毒液等の全国的な需要増加による供給量不足等により、契約締結に至らず、年度内の事業完了が見込めないため事故繰越しとなるもの。
67,820,000	0	67,820,000	0	0	0	新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の消耗品購入及び消毒業務委託を予定していたが、マスク・消毒液等の全国的な需要増加による供給量不足等により、契約締結に至らず、年度内の事業完了が見込めないため事故繰越しとなるもの。
12,395,000	0	12,395,000	0	0	0	新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の消耗品購入及び消毒業務委託を予定していたが、マスク・消毒液等の全国的な需要増加による供給量不足等により、契約締結に至らず、年度内の事業完了が見込めないため事故繰越しとなるもの。
44,708,085	0	44,708,085	0	0	0	新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の消耗品購入及び消毒業務委託を予定していたが、マスク・消毒液等の全国的な需要増加による供給量不足等により、契約締結に至らず、年度内の事業完了が見込めないため事故繰越しとなるもの。